

水道メーターの有効期間の変遷、現在の水道メーターの種類

参考資料 3

昭和 3 年	水道メーターの検定開始 （有効期間： 6 年）
昭和 1 9 年	有効期間を 6 年から 8 年へ延長 （戦時特別令）
昭和 4 1 年	金属製のみ 6 年に短縮 （その他は 8 年で変更なし）
平成 5 年	現行の計量法施行 （有効期間：すべての水道メーターが 8 年）
平成9～13年	政府の「規制緩和推進計画」を踏まえ、特定計量器の有効期間の検討を実施 （水道メーターは 8 年で変更なし）

【水道メーターの種類】

羽根車式： 羽根車を回転させて流量を測定（機械駆動部あり）

電磁式： 電磁力を利用して流量を測定

超音波式： 超音波を利用して流量を測定

■ 羽根車式
（乾式）



■ 羽根車式
（湿式）



パルス発信式



■ 羽根車式
（液晶表示式）



■ 電磁式



■ 超音波式



(参考) 羽根車式水道メーター検定満期品の状態

	口径13mm（単箱型）	口径20mm（複箱型）	口径40mm（複箱型）	口径40mm（縦型）
比較的清浄な状態				
水垢の付着が多い				

出典 「平成23年度一般計量行政調査事業 水道メーターの耐久性に係る調査報告書」平成24年2月 社団法人 日本計量機器工業連合会